

令和6年度余市町定額減税補足給付金 (調整給付金)のご案内

- ・定額減税実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方(納税義務者)に対して、その差額を給付します。
- ・本給付金を受給するためには、確認書の返送による手続きが必要です。

調整給付金の支給額

※本給付金は、差押禁止および非課税となります

①所得税

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分} \\ \hline \text{推計所得税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①控除不足額} \\ \hline (0 \text{より少ない場合は} 0) \\ \hline \end{array}$$

②住民税所得割

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分} \\ \hline \text{住民税所得割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②控除不足額} \\ \hline (0 \text{より少ない場合は} 0) \\ \hline \end{array}$$

※扶養親族数には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。
(ただし、国外居住者を除く)

$$\text{支給額} = \text{①} + \text{②} \quad (\text{1万円単位に切上げ})$$

※令和6年分推計所得税額について

令和5年分の所得情報等を基に、国の示した「調整給付のための算定ツール」を通して推計した所得税額です。算定ツールの仕様上、住宅ローン控除やふるさと納税等の税額控除は考慮できていないため、これらの税額控除により調整給付金に不足が生じる場合には、令和6年分所得税額確定後の令和7年度に不足分の給付(不足額給付)を実施する予定です。

なお、令和6年度分個人住民税において住宅ローン控除の適用がある方につきましては、令和6年分推計所得税額の算定に住宅ローン控除を考慮しています。

支給対象者(定額減税の対象者で、以下のいずれにも当てはまる方)

- 定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

提出期限

令和6年10月31日(必着)

給付金の支給時期

余市町が確認書を受理した日から概ね3～4週間後が目安です(不備がない場合)

■ よくあるご質問



Q1 自分が調整給付金の対象者か知りたい。

(A1) 対象となる方には、8月末に「確認書(ピンク色)」を送付しておりますのでご確認ください。

Q2 令和6年分「推計」所得税額と令和5年分源泉徴収票の所得税額は、同じ金額にならないのか。

(A2) 令和6年分推計所得税額は令和5年分の所得情報等を基に、国の示した「調整給付のための算定ツール」を用いて算定しています。この推計所得税額は調整給付金額の算定のみを用いるものであり、実際に給与や年金から源泉徴収される所得税額とは異なります。なお、この推計所得税額をお支払いいただく必要はありません。

Q3 令和6年分所得税額の確定により、調整給付金の支給額は減額となるのか。また、修正申告等による住民税の税額変更や子どもの出生による扶養親族等の変更などにより給付金額に変更が生じた場合はどうなるのか。

(A3) 過給付(給付金額が過大)となった場合でも、返還の必要はありません。ただし、修正申告等により、調整給付金の対象ではなく、他の給付金の対象となった場合は返還を求める場合があります。また、修正申告や令和6年分の所得税が年末調整や確定申告により確定したうえで、新たに定額減税しきれない額が増えた(発生した)場合は、不足分の追加給付として令和7年度での支給(不足額給付)を予定しています。不足額給付の給付時期等の詳細については未定です。

※令和6年度の調整給付金は、届いた書類(確認書)に記載されている金額での支給となります。

Q4 令和6年中に転出(住民登録の異動)した場合、不足額給付はどこが実施するのか。

(A4) 調整給付金は、令和6年度の個人住民税が課税されている自治体から支給されます。(個人住民税は、原則令和6年1月1日に住民登録のある自治体から課税されます。)不足額給付については、令和7年度に個人住民税を課税する自治体の実施する予定です。原則として、令和7年1月1日現在において住民登録をしている自治体での実施となります。

Q5 調整給付金の対象者が死亡した場合、給付金は支給されるのか。

(A5) 確認書を返送する前に亡くなられた場合は、調整給付の対象にはなりません。確認書を返送した後に亡くなられた場合は、他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q6 令和6年1月2日以降に日本に入国した場合、調整給付金の対象となるのか。

(A6) 令和6年1月1日時点で国内に居住していない場合は、令和6年度個人住民税が課税されないため、調整給付金の対象となりません。

お問い合わせ先(受付時間 平日9:00~17:00)

(調整給付金について)

余市町役場民生部福祉課 (☎ 0135-21-2120)

個別の課税状況等に関して、お電話でのお問い合わせには回答できません